

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	漁業運転資金融通円滑化対策事業資金
法人名称	社団法人 漁業信用基金中央会
基金額（国庫補助金等相当額）	211百万円（211百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要	○ 漁業信用基金協会に対し、求償権の償却に必要な費用の積立を助成する。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 （平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※1））	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成21年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成21年度末までに実施する。
基金事業の目標	○ 事業実施期間の事故率が漁業信用基金協会における「その他一般資金」の過去10年間の単年度事故率の平均（2.88%）を下回る事故率
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.76であった。 算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額） ＝211÷120 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額（平成19年度末の基金額）：211百万円 事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額：120百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※2）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無 〔有の場合〕該当する理由 — （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —
その他	—

（※1）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）

（※2）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	中小漁業関連資金融通円滑化事業資金
法人名	社団法人 漁業信用基金中央会
基金額（国庫補助金等相当額）	287百万円（287百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要	○ 代位弁済事故発生の際の漁業信用基金協会の負担の一定割合を助成する。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 （平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※1））	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成21年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成21年度末までに実施する。
基金事業の目標	○ 事業実施期間の事故率が漁業信用基金協会における「全資金」の過去10年間の単年度事故率の平均（3.03%）を下回る事故率
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、0.84であった。 算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝（平成19年度末の基金額＋平成20年度予算額） ÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額） ＝（287+99）÷458 （算出に用いた数値） 平成19年度末の基金額：287百万円 平成20年度予算額：99百万円 事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額：458百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※2）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無 〔有の場合〕該当する理由 — （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —
その他	—

（※1）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）

（※2）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	認定漁協資金融通円滑化基金
法人名	社団法人 漁業信用基金中央会
基金額（国庫補助金等相当額）	88百万円（88百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要	○ 漁協が事業改革に必要な資金を借入れる際に必要な漁業信用基金協会による保証付与に対する交付金を交付する。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 （平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※1））	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成21年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 漁協の事業改革を実現する。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、0.17であった。 算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額＋管理費） ＝88÷（516＋0） （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：88百万円 事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額：516百万円 管理費：0百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※2）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無 〔有の場合〕該当する理由 — （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —
その他	—

（※1）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）

（※2）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

